

2 主な用語の説明

○ 世帯

世帯とは、調査日現在、同一住居又は同一敷地内の別棟に居住しており、かつ、生計を共にしている人（世帯員）の集まり、又は独立して生計を営む単身者をいう。

○ 世帯員

世帯員とは、調査日現在、この世帯に住んでいる人のほか、たまたま一時的に不在の人も含める。例えば、旅行中、入院中（長期療養中で医療機関に住民登録を移している人を除く。）及び船員などのように、生活の本拠はこの世帯におきながら、就業等の場所のみを移動している人は世帯員に含める。

ただし、単身赴任者（出稼ぎ者及び長期海外出張者を含む。）、遊学中、別居中、収監中のように、その生活の本拠を他の地に移している人は、たとえ、日常生活上の経済関係がある場合でも世帯員には含めない。

○ 保育・教育の状況

1 認可保育所

公立（区市町村立）の保育所、私立の認可保育所（児童福祉法に基づいて都道府県知事の認可を受けている民間の保育所）に預けている場合をいう。

2 認証保育所

東京都独自の認証基準を満たし、東京都が認証した認可外保育施設。

3 認可外保育施設（ベビーホテル等）

いわゆる無認可保育所、事業所内保育施設、ベビーホテル等に預けている場合をいう。

4 保育ママ

正式名称は家庭福祉員制度。地方自治体が実施する研修を受けた保育士や教員等の資格所有者らが、自宅で乳幼児を保育する。

○ 就労の形態

就業者の事業所における従業上の地位によって、次のように分類した。

1 自営業

（1）自営業主（雇入あり）

個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医、弁護士などで、雇い人がいる人をいう。

（2）自営業主（雇入なし）

個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医、弁護士、著述家、家政婦などで、個人または家族のみで事業を営んでいる人をいう。

(3) 家族従事者

農家や個人商店などで、農業や店の仕事を手伝っている家族をいう。

2 雇用者

(1) 常雇

① 一般常雇者（契約期間が1年以上又は雇用期間の定めのない者）

会社員、公務員、団体職員、個人商店の従業員、住込みの家事手伝いなどで、雇用期間について別段の定めがないか、あるいは1年を超える期間を定めて他に雇われている人で役員ではない人をいう。

② 会社などの役員

会社の社長、取締役、監査役、団体などの理事、幹事などの役員をいう。

(2) 契約雇用（1か月以上1年未満）

1か月以上1年未満の雇用期間を定めて雇われている人をいう。

(3) 契約雇用（日々又は1か月未満）

日々又は雇用期間が1か月未満の契約で雇われている人をいう。

3 家庭内の賃仕事

内職、家庭内で賃仕事をしている人をいう。パート、アルバイトを含む。

○ **勤め先での呼称**

1 正規の職員・従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれている人をいう。

2 パート・アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人をいう。

3 労働派遣事業所の派遣職員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいう。

4 契約社員・嘱託

契約社員については、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている人、雇用期間の定めのある人をいう。

嘱託については、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

○ **医療費助成**

1 乳幼児医療費助成 【区市町村制度】

6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある乳幼児（義務教育就学前までの乳幼児）を対象として医療費助成を行う制度をいう。所得制限のある区市町村もある。

2 義務教育就学児医療費助成 【区市町村制度】

6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（義務教育就学期にある児童）を対象として医療費助成を行う制度をいう。所得制限のある市町村もある。

3 ひとり親家庭等の医療費助成 【区市町村制度】

次のいずれかに該当する人で、各種医療保険の加入者に対して行われる医療費助成。（①児童を監護しているひとり親家庭の母又は父、②両親が居ない児童などを養育している養育者、③ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童で、18歳に達した日の属する年度の末日（障害がある場合は20歳未満）までの者）

4 心身障害者医療費助成【都制度】

国民健康保険の被保険者及び健康保険など各種医療保険の被保険者又は被扶養者で、身体障害者手帳1級・2級の人（内部障害者は3級の人も含む。）、愛の手帳1度・2度の人を対象として医療費助成を行う制度をいう。

5 難病医療費等助成 【国制度・都制度】

都内に住所がある人で、指定されている難病にかかっている人を対象として、診療や薬剤の支給、介護保険の医療サービスを受けた場合に自己負担する費用の全部又は一部を助成する制度をいう。

6 B型・C型肝炎ウイルス肝炎インターフェロン治療医療費助成 【都制度】

都内に住所があり、東京都が指定する肝臓専門医期間でB型・C型肝炎のインターフェロン治療を要すると診断された人を対象として医療費助成を行う制度をいう。

平成22年度から、B型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療を助成対象に追加したため、現在の名称は「B型・C型肝炎ウイルス肝炎治療医療費助成」。

7 自立支援医療（精神通院医療）【国制度・都制度】

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人を対象として、精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して入院しないで行われる医療に係る費用について、各種医療保険等と公費で負担する制度をいう。

○ 加入している保険の種類

医療保険の加入状況（種類）により、次のように分類した。

1 国民健康保険

(1) 区市町村

区市町村が運営し、地域内の一般住民を対象としているものに加入している場合をいう。

(2) 組合

同種の事業又は業務に従事するもので組合を設立し、その組合員を対象とするものに加入している場合をいう。

2 国民健康保険以外

(1) 協会けんぽ

主として民間企業（中小企業）に勤務する人が加入している。なお、なお、臨時的に雇用される人や季節的業務に雇用される人などについては、「日雇特例被保険者」として協会けんぽが適用されるので、ここに含める。

社会保険庁が運営していた「政府管掌健康保険」は、平成 20 年 10 月より全国健康保険協会へ移管され、「全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）」に変わった。

(2) 組合健保

主として民間会社（大企業）に勤務する人が加入している。JR 各社、NTT 各社、日本たばこ産業株式会社（JT）に勤務する人も、平成 9 年以降はここに含まれている。

(3) 共済組合

国の機関や地方自治体、公立・私立の学校、教育委員会、警察に勤務する人が加入している。

(4) 船員保険

船員として 5 トン以上の船舶の所有者に使用される人が加入している。

(5) 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）

75 歳以上の人、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害があり都道府県広域連合の認定を受けた人が加入している。

(6) その他

国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）のどれにも加入していない人。（自衛官本人、生活保護を受けている人等）

○ 医療機関の種類

1 病院

患者 20 人以上の入院施設を有する医療機関をいう。（医療法 1 条の 5）

2 診療所

患者の入院施設を有しないもの、または患者 19 人以下の入院施設を有する医療機関をいう。（医療法 1 条の 5）

○ 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、身体障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として交付されている。

手帳の等級は 1 級から 6 級までに分類されており、各等級は指数化され、2 つ以上

の重複障害のある場合は、重複する障害の合計指数により決定される。

○ 愛の手帳

知的障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、都が独自に交付している。手帳の程度は 1 度（最重度）から 4 度（軽度）までに分類されている。

なお、国の制度としては療育手帳がある。

○ 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状況にあることを称する手帳を交付することにより、手帳の交付を受けた人に対し各方面の協力を得て各種の支援を講じやすくし、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神保健及び精神障害福祉に関する法律に基づき、交付されている。

手帳の等級は 1 級から 3 級に分類されている。

○ 身体障害の種類

身体障害者手帳に記載されている障害の種類により、次の 9 種類に分類した。

- （1）視覚障害
- （2）聴覚障害
- （3）平衡機能障害
- （4）音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害
- （5）肢体不自由（上肢）
- （6）肢体不自由（下肢）
- （7）肢体不自由（体幹）
- （8）肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
- （9）内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害）

○ 住居の種類

住居の種類は住宅の所有関係により次のように分類した。

1 持家

（1）持家（一戸建て）

世帯主又は世帯員名義の住宅で、1 建物 1 住宅であるもの

（2）持家（分譲マンション等）

分譲の民間共同住宅（マンション）や分譲の公社・公団住宅をいう。

2 借家・賃貸住宅

（1）都・区市町村の公営賃貸住宅

(2) 都市機構（旧公団）・公社などの賃貸住宅

都市再生機構、(旧) 都市基盤整備公団、住宅供給公社、(旧) 開発公社などの賃貸住宅をいう。

(3) 民間賃貸住宅（一戸建て）

(4) 民間賃貸住宅（共同住宅）

(5) 社宅等の給与住宅

勤め先の会社・官公庁や雇主などが所有又は管理している住宅（独身寮を含む）をいう。

3 高齢者向け住宅

シルバーピア、高齢者向け優良賃貸住宅、有料老人ホーム、ケアハウス、認知症高齢者グループホームなどをいう。

○ 収入の種類

1 賃金・給料

勤め先から支払いを受けた給料、賃金、賞与の合計額のこと。この中には税金や社会保険料を含む。

2 事業所得

事業の総収入金額（売上金額等）から必要経費（売上原価等）を差し引いた金額。

3 手当

法律又は条例に基づく各種公的手当のこと。

4 雇用保険

求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付等のこと。

5 保険金・補償金

公的医療保険からの傷病手当金・出産手当金、労働者災害補償保険法による各種保険給付等のこと。

○ 健康食品

健康の維持や増進に役立つものとして販売・利用されている食品全般の事。

例えば、特定保健用食品（トクホ）、栄養補助食品、サプリメント、ダイエット食品等がある。

○ 特定健診

40 歳から 74 歳までの被保険者とその被扶養者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、糖尿病など生活習慣病の発生リスク（危険性）の高い人を早期に発見するために実施される検診のこと。

○ 特定保健指導

1 対象者

- ・腹囲が男性 85cm 以上・女性 90cm 以上で、高血圧・高血糖・脂質異常の所見が 1 つ以上あった人。
- ・腹囲が男性 85cm 未満・女性 90cm 未満であるが、BMI が 25 以上で、高血圧・高血糖・脂質異常の所見が 1 つ以上あった人。

2 指導の種類

積極的支援：生活習慣の改善が必要な対象者に、生活習慣の改善に取り組めるよう、個別支援（面接や電話、メール等）やグループ支援により 3 ヶ月以上の継続的な支援を行う。

動機付け支援：原則 1 回の個別支援やグループ支援により、対象者本人が健康状態を自覚し、生活習慣改善のための行動目標を設定し、取り組めるように支援を行う。

○ 肝炎ウイルス検診

肝炎を起こす原因はいろいろあるが、わが国ではそのほとんどが肝炎ウイルスの感染によるものとされている。ウイルス肝炎のうち、B 型肝炎ウイルス（HBV）の感染によるものを B 型肝炎、C 型肝炎ウイルス（HCV）の感染によるものを C 型肝炎という。

肝炎ウイルス検診は、採血によって行われる。

○ がん医療対策

1 緩和ケア

がん治療の初期段階から、がん患者の身体的・精神的な苦痛を取り除き、患者と家族にとって、自分らしい生活を送れるようにするための医療

2 医療連携体制

高度なガン医療を提供できる病院、地域の病院、かかりつけ医等、必要に応じて各医療機関が連携し、切れ目のない医療の提供を行うこと。

3 ガン登録

今後のガン医療に役立てるため、ひとりひとりのがん患者に関する診断・治療データや、その後の経過、生存状況について、統計情報を得るもの。

○ リハビリテーション

1 回復期リハビリテーション

脳卒中や骨折などの病気で、急性期治療が終わって、リハビリが必要（家に帰れる状態ではない等）な場合に、入院してリハビリテーションを行うこと。

2 通所・通院リハビリテーション

施設や医療機関に通って行うリハビリテーションのこと

3 訪問リハビリテーション

理学療法士等が自宅を訪問して行うリハビリテーションのこと

○ 保健医療政策

1 保険適用による禁煙治療

一定の条件（ニコチン依存のスクリーニングテストで「ニコチン依存症」と診断される等）をすべて満たして医師が必要と認めた場合、禁煙補助薬（ニコチンパッチやバレニクリン）の処方や禁煙実行のためのアドバイスなどの禁煙治療が一定期間保険適用となる。

2 8020 運動（歯科）

おいしく食べて、健康で長生きをするために一生自分の歯を保つことを目指して「80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保とう」という運動。厚生労働省と日本歯科医師会の呼びかけで、平成元年から進められている。

3 特定健診・特定保健指導

40 歳から 74 歳の方にメタボリックシンドロームに着目した健診を受けていただき、その結果、生活習慣病の発症のリスクがあり、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを実施するもの。平成 20 年度から医療保険者が実施している。

4 ピンクリボン運動

「乳がん」の早期発見、早期診断、早期治療の大切さを伝えるための活動

5 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」

医療機能情報提供制度に対応し、都内の医療機関から報告を受けた情報をインターネットを通じて公表している。自宅や勤務先など、指定した所在地に近い医療機関を探すことができ、また、診療科目や外来受付時間、交通手段などの情報をはじめ、診療機器、対応可能な検査や病気など、医療機関に関する詳細な情報を得ることができる。

6 「暮らしの中の医療情報ナビ」

医療を受ける際の仕組みや医療費について、正しく理解し、医療機関への適切な受診を支援するため、小冊子やホームページによる情報提供を行っている。

7 救急医療の東京ルール

迅速・的確な救急医療体制の確保に向け、東京都が平成 21 年度から開始した新たな取組。救急患者受入のための仕組みの強化や、救急医療の適正利用に向けた普及啓発などからなる。

8 救急相談センター（＃7119）

救急車を呼んだ方がいいかどうか判断に迷った時に、救急隊経験者や看護師等がアドバイスをするシステム

9 救急搬送トリアージ

救急車を呼んだ時に、緊急性の認められない傷病者に対して、本人の同意のうえで、自分で医療機関に行ってもらうシステム

10 救急外来トリアージ

専門的な知識をもった看護師等が、救急外来で診療の優先順位を判断し、緊急性が高い患者を優先して診療をするシステム

11 母と子の健康相談室（小児救急相談）（#8000）

都では、保健所や保健センターが閉庁する時間帯に、母と子の健康に関する不安や悩みに対して電話相談を行っている。